（国の開設する覚醒剤施用機関の指定証）

第二十三条　法第三十五条第三項の規定により国の開設する覚醒剤施用機関の管理者に交付する指定証は、別記第二十一号様式の定めるところによる。

2　厚生労働大臣は、国の開設する覚醒剤施用機関において指定証を毀損し、又は亡失したときは、主務大臣の請求に基づいて指定証の再交付をする。

第二十四条・第二十五条　（略）

（権限の委任）

第二十六条　法第四十条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第十七号から第十九号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～十　（略）

十一　法第三十条の六第一項、第三項及び第四項に規定する権限

十二　法第三十条の九第一項第七号に規定する権限

十三　法第三十条の十二第一項に規定する権限（覚醒剤製造業者に係るものを除く。）

十四　法第三十条の十四第一項及び第四項に規定する権限

十五・十六　（略）

十七　法第三十一条に規定する権限（覚醒剤製造業者及び国の開設する覚醒剤施用機関に係るものを除く。）

十八　法第三十二条第一項及び第二項に規定する権限（覚醒剤製造業者及び国の開設する覚醒剤施用機関に係るものを除く。）

十九　法第三十四条に規定する権限（覚醒剤製造業者に係るものを除く。）

2　（略）

（国の開設する覚せい剤施用機関の指定証）

第十四条　法第三十五条第三項の規定により国の開設する覚せい剤施用機関の管理者に交付する指定証は、別記第十二号様式の定めるところによる。

2　厚生労働大臣は、国の開設する覚せい剤施用機関において指定証をき損し、又は亡失したときは、主務大臣の請求に基いて指定証の再交付をする。

第十五条・第十六条　（略）

（権限の委任）

第十七条　法第四十条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第十六号から第十八号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～十　（略）

十一　法第三十条の六に規定する権限

（新設）

十二　法第三十条の十二第一項に規定する権限（覚せい剤製造業者に係るものを除く。）

十三　法第三十条の十四に規定する権限

十四・十五　（略）

十六　法第三十一条に規定する権限（覚せい剤製造業者及び国の開設する覚せい剤施用機関に係るものを除く。）

十七　法第三十二条第一項及び第二項に規定する権限（覚せい剤製造業者及び国の開設する覚せい剤施用機関に係るものを除く。）

十八　法第三十四条に規定する権限（覚せい剤製造業者に係るものを除く。）

2　（略）

別記第一号様式(一)を次のように改める。

別記第一号様式(一)（第二条関係）

収入印紙

覚醒剤製造業者指定申請書

年　月　日

住　所

氏　名　㊞

厚生労働大臣　殿

覚醒剤取締法第４条第１項の規定により覚醒剤製造業者の指定を申請します。

医薬品製造販売業許可番号	
主たる機能を有する事務所の所在地及び名称	
医薬品製造業許可番号	
製造所の所在地及び名称	
製造品目	
参考事項	

備考

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。

3　収入印紙は、消印してはならないこと。

4　申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

5　主たる機能を有する事務所の所在地及び名称欄には、総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の名称及び所在地を記載すること。

6　製造品目欄には、剤型別に一般的名称を記載すること。

7　参考事項欄には、当該製造所における覚醒剤の製造設備及び能力の概要その他参考となるべき事項を記載すること。